

## 医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

第4弾	第3弾
<p>1-2. 事業実施計画の申請は必須か。また期限はいつまでか。</p> <p>(答)</p> <p>交付見込額申請書の締め切りは令和8年1月 <u>20日</u>です。申請書のご提出については <u>12月上旬</u> ご案内します。</p> <p>1-3. 事業実施計画申請または交付申請を行ったのち、やむを得ない事情により計画の変更<u>また</u> <u>は</u>中止が生じた場合、申請の変更（取下げ）は可能か。</p> <p>(答)</p> <p><u>【事業規模が拡大した場合】</u></p> <p>交付申請における増額申請は不可とします。個別事業・共同事業を問わず、事業規模が拡大した場合であっても、交付申請額（共同事業においては各組合の費用分担額）は事業実施計画における申請額を上限とします。なお、実績報告においては上限を設けず、実績額に基づいて報告いただくこととします。</p> <p><u>【事業規模が縮小した場合】</u></p> <p>事業実施計画申請の提出後、交付申請の提出までに事業規模が縮小した場合は、交付申請において事業規模の縮小を反映してご提出ください。変更後の金額に基づいて補助金を交付します。一方で、交付申請書の提出後に事業規模が縮小した場合は、実績報告において減額した額をご報告いただき、令和8年8月末までに補助金の返還が必要となります。</p> <p>なお、共同事業において事業実施計画の参加組合の一部が不参加となった場合は、当該組合の参加人数および費用分担を「0」としてご提出ください。</p> <p><u>【事業を中止した場合（申請を取り下げる場合を含む）】</u></p> <p>事業実施計画申請の提出後、交付申請の提出までに事業を中止した場合は、交付申請において支出予定額を0円とし、事業目標欄などに中止の旨を記載してご提出ください。当該事業に関する補助金は交付しません。一方で、交付申請書の提出後に事業を中止した場合は、実績報告において支</p>	<p>1-2. 交付見込額申請書の提出期限はいつまでか。</p> <p>(答)</p> <p>交付見込額申請書の締め切りは令和8年1月 <u>末</u>です。申請書のご提出については <u>別途</u> ご案内します。</p> <p>1-3. 事業実施計画申請または交付申請を行ったのち、やむを得ない事情により計画の変更<u>（中止）</u> が生じた場合、申請の変更（取下げ）は可能か。</p> <p>(答)</p> <p><u>速やかにご連絡をお願いいたします。事業実施計画申請または交付申請の申請期間中で、変更を希望される場合は再度申請手続きが必要となります。申請期日を過ぎている場合は、個別にご相談ください。</u></p>

## 医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

<p><u>出済額を0円としてご報告してください。当該事業に関する補助金は返還いただくことになります。</u></p>	
<p>1- 5. 事業実施計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。</p>	<p>1- 5. 事業実施計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。</p>
<p>(答)</p> <p>補助率（補助割合）は<u>3-2</u>のとおりです。事業実施計画の申請ツールで補助率を踏まえた交付見込額を計算できるようにしています。なお、最終的な交付額の算定にあたっては、申請総額が予算を超過した場合に交付率を乗じることとなります（<u>交付率については3-1を参照</u>）。</p>	<p>(答)</p> <p>補助率（補助割合）は<u>別添</u>のとおりです。事業実施計画の申請ツールで補助率を踏まえた交付見込額を計算できるようにしています。なお、最終的な交付額の算定にあたっては、申請総額が予算を超過した場合に交付率を乗じることとなります（<u>令和6年度実績：65.245%</u>）。</p>
<p>1-10. 交付申請時は概算で行うのか。出納整理期間の後でなければ要した費用は確定しない。</p>	<p>1-10. 交付申請時は概算で行うのか。出納整理期間の後でなければ要した費用は確定しない。</p>
<p>(答)</p> <p>交付申請にあたっては、令和7年度に実施する対象事業にかかる保健事業費を見込んでご申請ください。</p>	<p>(答)</p> <p>交付申請にあたっては、令和7年度に実施する対象事業にかかる保健事業費を見込んでご申請ください。<u>なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。</u></p>
<p>1-12. 翌年度の実績報告に基づき、追加交付または返還はあるか。</p>	<p>1-12. 翌年度の実績報告に基づき、追加交付または返還はあるか。</p>
<p>(答)</p> <p>令和8年5月末までに実績報告を行っていただきます。交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。なお、<u>返還額が生じた場合は、実績報告額に基づいて追加交付を行う場合があります。</u></p>	<p>(答)</p> <p>令和8年5月末までに実績報告を行っていただきます。交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。なお、<u>国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。</u></p>
<p>1-14. 申請にあたって、あらかじめ準備する書類は何か。申請に要する書類が知りたい。</p>	<p>1-14. 申請にあたって、あらかじめ準備する書類は何か。申請に要する書類が知りたい。</p>
<p>(答)</p> <p>事業実施計画申請及び交付申請の際は、申請ツールにご入力のうえ、ご提出いただきます。<u>これに加え、共同事業の交付申請においては、代表組合が参加組合を取りまとめて申請するため、個々の参加組合が事業に参加していることが分かる書類（委任状、参加表明書等）を添付いただくこと</u></p>	<p>(答)</p> <p>事業実施計画申請及び交付申請の際は、申請ツールにご入力のうえ、ご提出いただきます。<u>申請ツール以外の添付書類のご準備は必要ありません。</u>翌年度の実績報告については、別途ご案内いたします。</p>

## 医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

<p><u>といたします。</u> 翌年度の実績報告については、別途ご案内いたします。</p> <p><b>1-17. 交付申請や実績報告に記載する金額は消費税込でよいか。</b></p> <p>(答) <u>消費税込の金額で差し支えありません。</u></p> <p><b>2- 3. 委託事業者からの請求はいつまでに受領すればよいか。</b></p> <p>(答) <u>本補助金は、健保組合が出納整理期間を含めて令和 7 年度会計で支出した経費に対して補助します。そのため、令和 8 年 3 月 31 日までに委託事業者から請求書を受領したうえで、令和 8 年 4 月 30 日までに令和 7 年度会計から支出する必要があります。</u></p> <p><b>3- 1. 健保組合ごとに補助限度額はあるのか。</b></p> <p>(答) 健保組合ごとに補助金の限度額を設定する予定はありませんが、申請総額が予算を超過した場合には交付率を乗じることになります<u>(令和 7 年度事業実施計画に基づく暫定交付率：30.1%)</u>。</p> <p><b>3- 2. 補助割合はどの程度か。</b></p> <p>(答) 補助割合の参考例は別添のとおりとなります。①医療 DX を活用した保健事業及び女性の健康づくり、出産育児支援の共同事業=9 割、②医療 DX を活用した保健事業=6 割、③子どもにとつてより良い医療の提供・医療費の適正化事業=5 割、④出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業=4 割なります。②～④の事業については、コラボヘルスで実施した場合は補助割合を 1 割上乗せするとともに、新規事業の場合は 2 割を追加します。 一方、②～④の事業において、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった場合（相互閲覧機能への不同意）は、各事業の<u>補助割合が 2 割削減されます。</u></p>	<p><b>(新規)</b></p> <p><b>3- 1. 健保組合ごとに補助限度額はあるのか。</b></p> <p>(答) 健保組合ごとに補助金の限度額を設定する予定はありませんが、申請総額が予算を超過した場合には交付率を乗じることになります。</p> <p><b>3- 2. 補助割合はどの程度か。</b></p> <p>(答) 補助割合の参考例は別添のとおりとなります。①医療 DX を活用した保健事業及び女性の健康づくり、出産育児支援の共同事業=9 割、②医療 DX を活用した保健事業=6 割、③子どもにとつてより良い医療の提供・医療費の適正化事業=5 割、④出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業=4 割なります。②～④の事業については、コラボヘルスで実施した場合は補助割合を 1 割上乗せするとともに、新規事業の場合は 2 割を追加します。 一方、②～④の事業において、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった場合（相互閲覧機能への不同意）は、各事業の<u>合計額から 2 割減となります。</u></p>
--	---

## 医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

また、①の事業は、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった組合は、本補助金の対象外となります。詳細は3-8をご確認ください。

### 【具体例】

①医療 DX を活用した保健事業（6割）+コラボヘルスで実施（1割）+新規事業（2割）=事業費の9割補助

②女性の健康セミナー（4割）+新規事業（2割）=事業費の6割補助※申請総額が予算額を上回る場合には、上記の補助割合とは別に交付率を乗じて交付します。

3-8. データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開（相互閲覧機能）に同意しない場合はどうなるか。

（答）

### 【個別事業の場合】

各事業の補助割合が2割削減されるため、同意漏れにご注意ください。同意する場合は、交付申請書（令和8年1月末締切）の提出時点までに同意するようにしてください。

### 【共同事業の場合】

共同事業は、すべての参加組合がデータヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意していることが申請要件であるため、同意していない組合は本補助金の対象外となります。交付申請書（令和8年1月末締切）の提出時点までに同意するようにしてください。

4-4. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。

（答）

他の国庫補助金を受けて行われているものや、健保連が実施している都道府県連携事業または組合運営サポート事業で支援を受けているもの（組合運営サポート事業の「前期高齢者予備群（50～64歳）等に対する生活習慣病等の重症化予防」を対象年齢以外で実施する場合を除く。）は、本補助事業の対象外となります。

また、①の事業は、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった組合は、本補助金の対象外となります。詳細は3-8をご確認ください。

### 【具体例】

①医療 DX を活用した保健事業（6割）+コラボヘルスで実施（1割）+新規事業（2割）=事業費の9割補助

②女性の健康セミナー（4割）+新規事業（2割）=事業費の6割補助※申請総額が予算額を上回る場合には、上記の補助割合とは別に交付率を乗じて交付します。

3-8. データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開（相互閲覧機能）に同意しない場合はどうなるか。

（答）

### 【個別事業の場合】

各事業の対象経費に補助割合を乗じて得た額を合計した申請総額から2割減額されますので、同意漏れにご注意ください。同意する場合は、交付申請書（令和8年1月末締切）の提出時点までに同意するようにしてください。

### 【共同事業の場合】

共同事業は、すべての参加組合がデータヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意していることが申請要件であるため、同意していない組合は本補助金の対象外となります。交付申請書（令和8年1月末締切）の提出時点までに同意するようにしてください。

4-4. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。

（答）

他の国庫補助金を受けて行われているものや、健保連が実施している組合運営サポート事業で支援を受けているもの（組合運営サポート事業の「前期高齢者予備群（50～64歳）等に対する生活習慣病等の重症化予防」を対象年齢以外で実施する場合を除く。）は、本補助事業の対象外となります。

## 医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

<p>4-16. 本事業における「子ども」の対象年齢は何歳か。</p> <p>(答) <u>令和 8 年 3 月 31 日時点において</u> 0 歳～18 歳以下の方を対象とした事業とします。</p> <p><u>5-3. 消費税に関する報告は必要か。</u></p> <p>(答) <u>本補助金を受けた事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む）は、健保連が定める様式により令和 9 年 6 月 30 日までに報告いただきます。また、仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を返還する必要があります。詳細につきましては、令和 9 年 4 月頃にご案内させていただく予定です。</u></p>	<p>4-16. 本事業における「子ども」の対象年齢は何歳か。</p> <p>(答) 0 歳～18 歳以下の方を対象とした事業とします。</p> <p>(新規)</p>
--	--